

選挙管理委員会告示第 11 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙につき、ポスター掲示場を設置する場所を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により別紙のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦